

# 児童自立支援施設のあり方に関する研究会 第3回議事次第

平成17年9月28日（水）  
17：30～20：00  
厚生労働省17階専用第21会議室

1. 開会
2. 挨拶
3. 議題
  - (1) 施設の運営体制について
    - ① 施設長及び児童自立支援専門員等の人事異動システム・資格要件等のあり方
    - ② 施設運営全般のあり方
  - (2) 寮舎の運営形態について
    - ① 夫婦小舎制のあり方（維持確保・強化策）
    - ② 交替制寮舎のあり方（充実・強化策）
  - (3) 意見交換
  - (4) その他
4. その他

# 配 付 資 料 一 覧

○児童自立支援施設のあり方に関する研究会 第3回議事次第

○座席表

○児童自立支援施設のあり方に関する研究会検討課題

○児童自立支援施設のあり方に関する研究会【参考資料】

# 児童自立支援施設のあり方に関する研究会

## 検 討 課 題

### 1. 施設の運営体制について

- 施設長及び児童自立支援専門員等の人事異動システム・資格要件等のあり方
- 施設運営全般のあり方

### 2. 寮舎の運営形態について

- 夫婦小舎制のあり方（維持確保・強化策）
- 交代制寮舎のあり方（充実・強化策）

### 3. 援助技術・援助方法の向上と研修システム・人材養成について

- 自立支援の援助技術・援助方法のモデル事例の抽出・整理・フィードバックのあり方
- 自立支援専門員等の養成のあり方

### 4. 施設機能について

- 入所児童の減少要因の分析
- 通所機能・一時保護機能・短期入所機能のあり方
- リービングケア・アフターケアのあり方
- 保護者の指導・支援のあり方
- 相談機能（児童家庭支援センターの付置等）のあり方

### 5. 関係機関等との連携について

- 児童相談所・学校・民生児童委員等関係機関との連携のあり方
- 少年院・法務省との連携

# 児童自立支援施設のあり方に関する研究会 【 参 考 資 料 】

○施設長等の任用資格要件	・・・・・・・・	1
○国立武蔵野学院附属児童自立支援専門員養成所研修一覧	・・・・・・・・	6
○国立武蔵野学院附属児童自立支援専門員養成所検討委員会報告書（抜粋）	・・・・・・・・	7
○直接援助職員の採用・確保の状況（「児童自立支援施設に関する実態調査について（調査結果）より）	・・・・・・・・	8
○小舎夫婦制の施設数（推移）	・・・・・・・・	14
○児童自立支援施設の運営形態について	・・・・・・・・	15

児童自立支援施設の施設長等の任用資格要件

児童自立支援施設	児童相談所	児童養護施設
<p>【児童福祉施設最低基準】                      (児童自立支援施設の長の資格)                      第八十一条                      児童自立支援施設の長は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。</p> <p>一 児童自立支援専門員の職にあつた者等児童自立支援事業に五年以上従事した者</p> <p>二 児童自立支援事業に関し、特別の学識経験を有する者であつて、厚生労働大臣又は都道府県知事が適当と認めたもの</p>	<p>【児童福祉法】                      (児童相談所の所長及び所員の資格)                      第十二条の三                      児童相談所の所長及び所員は、事務吏員又は技術吏員とする。</p> <p>② 所長は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。</p> <p>一 医師であつて、精神保健に関して学識経験を有する者</p> <p>二 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に基づく大学又は旧大学令(大正七年勅令第三百八十八号)に基づく大学において、心理学を専修する学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した者</p> <p>三 社会福祉士</p> <p>四 児童の福祉に関する事務をつかさどる職員(以下「児童福祉司」という。)として二年以上勤務した者又は児童福祉司たる資格を得た後二年以上所員として勤務した者</p> <p>五 前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者であつて、厚生労働省令で定めるもの</p> <p>③ 所長は、厚生労働大臣が定める基準に適合する研修を受けなければならない。</p> <p>④ 判定をつかさどる所員の中には、第二項第一号に該当する者又はこれに準ずる資格を有する者及び同項第二号に該当する者又はこれに準ずる資格を有する者が、それぞれ一人以上含まなければならない。</p> <p>⑤ 相談及び調査をつかさどる所員は、児童福祉司たる資格を有する者でなければならない。</p> <p>【児童福祉法施行規則】                      第二条                      法第十二条の三第二項第五号に規定する厚生労働省令で定めるものは、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <p>一 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)による大学において、心理学を専修する学科又はこれに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第六十七条第二項の規定により大学院への入学を認められた者</p> <p>二 学校教育法による大学院において、心理学を専攻する研究科又はこれに相当する課程を修めて卒業した者</p> <p>三 外国の大学において、心理学を専修する学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した者</p> <p>四 社会福祉士となる資格を有する者(法第十二条の三第二項第三号に規定する者を除く。)</p> <p>五 精神保健福祉士となる資格を有する者</p> <p>六 児童福祉司たる資格を得た後の次に掲げる期間の合計が二年以上である者</p> <p>イ 社会福祉主事として児童福祉事業に従事した期間</p> <p>ロ 児童相談所の所員として勤務した期間</p> <p>ハ 児童福祉司として勤務した期間</p> <p>ニ 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に規定する福祉に関する事務所(以下「福祉事務所」という。)の長として勤務した期間</p> <p>ホ 児童福祉施設の長として勤務した期間</p> <p>七 社会福祉主事たる資格を得た後の前号イからホまでに掲げる期間の合計が四年以上である者</p>	

【児童福祉施設最低基準】

(児童自立支援専門員の資格)

第八十二条

児童自立支援専門員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

- 一 地方厚生局長等の指定する児童自立支援専門員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者
二 学校教育法の規定による大学の学部で、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科若しくはこれらに相当する課程を修めて卒業した者又は同法の規定による大学の学部で、心理学、教育学若しくは社会学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第六十七条第二項の規定により大学院への入学を認められた者であつて、一年以上児童自立支援事業に従事したものの
三 学校教育法の規定による大学院において、心理学、教育学若しくは社会学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であつて、一年以上児童自立支援事業に従事したものの
四 外国の大学において、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であつて、一年以上児童自立支援事業に従事したものの
五 学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第五十六条第二項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による十二年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であつて、三年以上児童自立支援事業に従事したものの
六 学校教育法の規定により、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者であつて、一年以上児童自立支援事業に従事したものの
七 児童自立支援事業に関し、特別の学識経験を有する者であつて、厚生労働大臣又は都道府県知事が適当と認めたもの

(児童生活支援員の資格)

第八十三条

児童生活支援員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

- 一 保育士の資格を有する者
二 三年以上児童自立支援事業に従事した者であつて、厚生労働大臣又は都道府県知事が適当と認めたもの

【児童福祉法】

(児童福祉司)

第十三条

都道府県は、その設置する児童相談所に、児童福祉司を置かなければならない。児童福祉司は、事務吏員又は技術吏員とし、次の各号のいずれかに該当する者の中から、任用しなければならない。

②

- 一 厚生労働大臣の指定する児童福祉司若しくは児童福祉施設の職員を養成する学校その他の施設を卒業し、又は厚生労働大臣の指定する講習会の課程を修了した者
二 学校教育法に基づく大学又は旧大学令に基づく大学において、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であつて、厚生労働省令で定める施設において一年以上児童その他の者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行う業務に従事したものの
三 医師
三の二 社会福祉士
四 社会福祉主事として、一年以上児童福祉事業に従事した者
五 前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者であつて、厚生労働省令で定めるもの
③ 児童福祉司は、児童相談所長の命を受けて、児童の保護その他児童の福祉に関する事項について、相談に応じ、専門的技術に基いて必要な指導を行う等児童の福祉増進に努める。
④ 児童福祉司は、政令の定めるところにより児童相談所長が定める担当区域により、前項の職務を行い、担当区域内の市町村長に協力を求めることができる。

【児童福祉法施行規則】

第六条

法第十三条第二項第五号に規定する厚生労働省令で定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- 一 学校教育法による大学において、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第六十七条第二項の規定により大学院への入学を認められた者であつて、指定施設において一年以上児童その他の者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行う業務(以下この条において「相談援助業務」という。)に従事したものの
二 学校教育法による大学院において、心理学、教育学若しくは社会学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であつて、指定施設において一年以上相談援助業務に従事したものの
三 外国の大学において、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であつて、指定施設において一年以上相談援助業務に従事したものの
四 社会福祉士となる資格を有する者(法第十三条第二項第三号の二に規定する者を除く。)
五 精神保健福祉士となる資格を有する者
六 保健師であつて、指定施設において一年以上相談援助業務に従事したものであり、かつ、厚生労働大臣が定める講習会(以下この条において「指定講習会」という。)の課程を修了したものの
七 助産師であつて、指定施設において一年以上相談援助業務に従事したものであり、かつ、指定講習会の課程を修了したものの
八 看護師であつて、指定施設において一年以上相談援助業務に従事したものであり、かつ、指定講習会の課程を修了したものの
九 保育士であつて、指定施設において一年以上相談援助業務に従事したものであり、かつ、指定講習会の課程を修了したものの
十 教育職員免許法(昭和二十四年法律第四百七号)に規定する普通免許状を有する者であつて、指定施設において一年以上(同法に規定する二種免許状を有する者にあつては一年以上)相談援助業務に従事したものであり、かつ、指定講習会の課程を修了したものの
十一 社会福祉主事たる資格を得た後の次に掲げる期間の合計が三年以上である者
イ 社会福祉主事として児童福祉事業に従事した期間
ロ 児童相談所の所員として勤務した期間
十二 社会福祉主事たる資格を得た後三年以上児童福祉事業に従事した者(前号に規定する者を除く。)
十三 児童福祉施設最低基準(昭和二十三年厚生省令第六十三号)第二十一条第三項に規定する児童指導員であつて、指定施設において一年以上相談援助業務に従事したものであり、かつ、指定講習会の課程を修了したものの

【児童福祉施設最低基準】

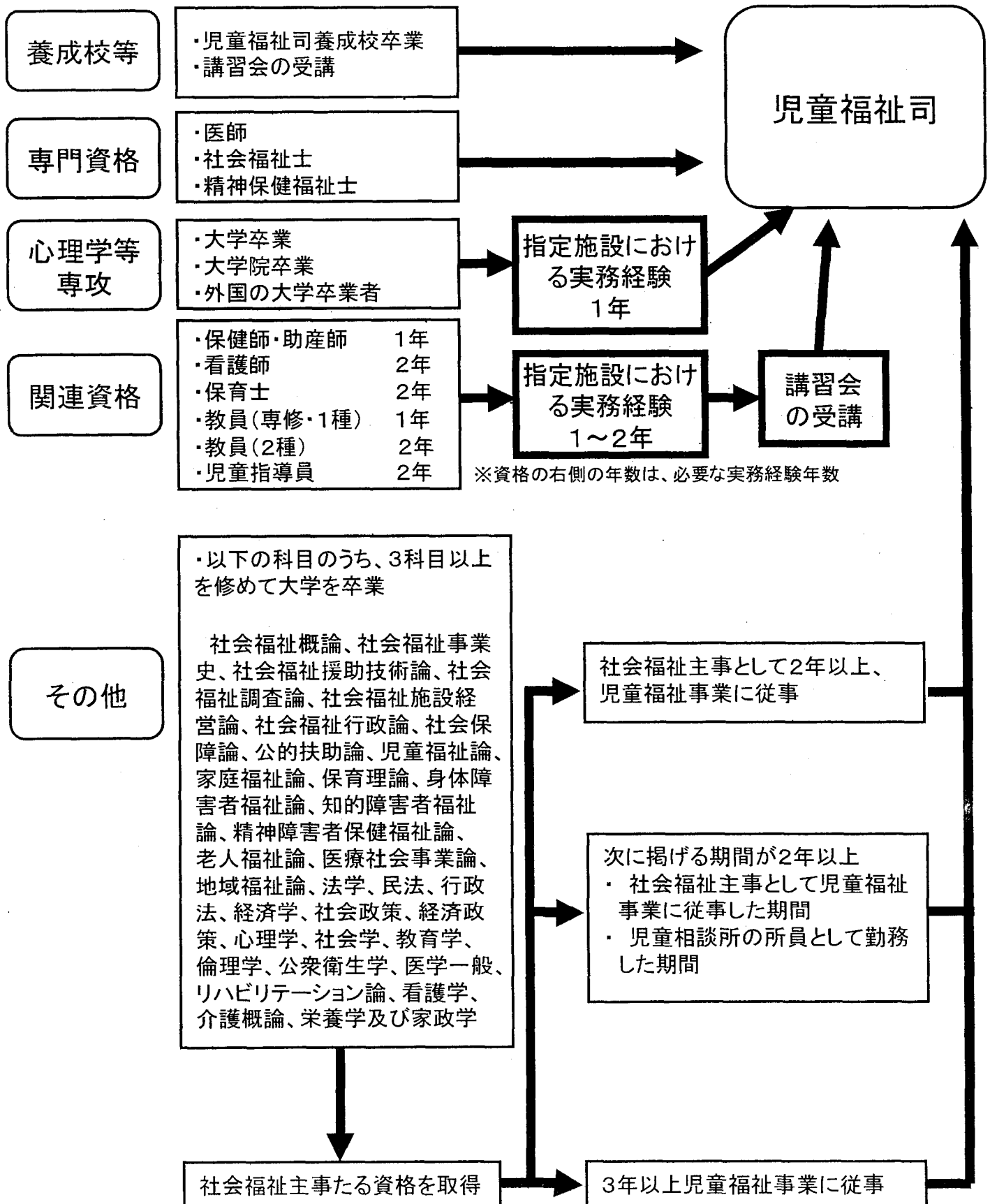
(児童指導員の資格)

第四十三条

児童指導員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

- 一 地方厚生局長等の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者
二 学校教育法の規定による大学の学部で、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
三 学校教育法の規定による大学の学部で、心理学、教育学又は社会学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第六十七条第二項の規定により大学院への入学を認められた者
四 学校教育法の規定による大学院において、心理学、教育学若しくは社会学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
五 外国の大学において、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
六 学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第五十六条第二項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による十二年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であつて、一年以上児童福祉事業に従事したものの
七 学校教育法の規定により、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者であつて、厚生労働大臣又は都道府県知事が適当と認めたもの
八 三年以上児童福祉事業に従事した者であつて、厚生労働大臣又は都道府県知事が適当と認めたもの

## 児童福祉司の任用資格要件について



## 指定施設の範囲

- 指定施設の範囲は、福祉に関する相談援助をその業務とする社会福祉士及び精神保健福祉士の受験資格を得るための実務経験の場として認められている施設その他厚生労働大臣が適当と認める施設とする（児童福祉法施行規則第5条の3）。具体的には、以下の施設が該当する。

### 1. 社会福祉士及び介護福祉士法第7条第4号の厚生労働省令で定める施設

- 地域保健法の規定により設置される保健所
- 児童福祉法に規定する児童相談所、母子生活支援施設、児童養護施設、知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設及び児童家庭支援センター
- 医療法に規定する病院及び診療所
- 身体障害者福祉法に規定する身体障害者更生相談所、身体障害者更生施設、身体障害者療護施設、身体障害者福祉ホーム、身体障害者授産施設及び身体障害者福祉センター
- 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に規定する精神保健福祉センター及び精神障害者社会復帰施設
- 生活保護法に規定する救護施設及び更生施設
- 社会福祉法に規定する福祉に関する事務所
- 売春防止法に規定する婦人相談所及び婦人保護施設
- 知的障害者福祉法に規定する知的障害者更生相談所、知的障害者デイサービスセンター、知的障害者更生施設、知的障害者授産施設、知的障害者通勤寮及び知的障害者福祉ホーム
- 老人福祉法に規定する老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター及び老人介護支援センター
- 母子及び寡婦福祉法に規定する母子福祉センター
- 介護保険法に規定する介護保険施設
- 前各号に掲げる施設に準ずる施設として厚生労働大臣が認める施設

### 2. 精神保健福祉士法第7条第4号の厚生労働省令で定める施設

- 精神病院
- 病院又は診療所（精神病床を有するもの又は精神科若しくは心療内科を広告しているものに限る。）
- 保健所
- 地域保健法に規定する市町村保健センター
- 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に規定する精神保健福祉センター、精神障害者生活訓練施設、精神障害者授産施設、精神障害者福祉ホーム、精神障害者福祉工場、精神障害者地域生活支援センター及び精神障害者地域生活援助事業を行う施設
- 前五号に掲げる施設に準ずる施設として厚生労働大臣が認める施設

### 3. 上記に掲げる施設に準ずる施設として厚生労働大臣が認める施設

- 保育所
- 乳児院

※ 児童福祉司の任用資格要件を満たすためには、指定施設において、福祉に関する相談等の業務に従事していることが必要であり、その具体的な範囲は、下記の通知によるものとするほか、別途通知するものとする。

- ① 指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲等について（昭和63年2月12日 社庶第29号）
- ② 精神保健福祉士試験の受験資格に係る実務経験について（平成14年5月20日 障精第0520001号）



## 講習会の内容

保健師等新たに児童福祉司の任用資格に追加される方が受講しなければならない講習会は、以下の基準を満たすものとする。

- ①都道府県（指定都市）又は都道府県（指定都市）からの委託を受けた社会福祉法人その他の者が行うものであること
- ②講義及び演習により行うものであること
- ③修業年限が概ね3月以内であること
- ④講習会の内容は、以下に定めるもの以上であること。

### 【講義科目】

児童福祉論、児童相談所運営論、養護原理、障害者福祉論、社会福祉援助技術論、児童虐待援助論

### 【演習科目】

社会福祉援助技術演習、児童虐待援助演習

※ 講義科目については、通信教育による受講も認められるものとする。

国立武蔵野学院附属児童自立支援専門員養成所研修(平成16年度実績)

研修の種類	対象者	期間	参加実績
1 全国児童自立支援施設 新任施設長研修	平成15年4月1日以降 に施設長となった者	3日間	12名
2 全国児童自立支援施設 課長研修	課長又は課長職相当 の者	3か月 (うち、スクーリング3日間)	12名
3 全国児童自立支援施設 中堅職員研修	児童自立支援専門員・ 児童生活支援員職経 験が5年以上である者	4か月 (うち、スクーリング5日間)	18名
4 全国児童自立支援施設 児童自立支援専門員研修	児童自立支援専門員 職経験が5年未満であ る者	4か月 (うち、スクーリング5日間)	19名
5 全国児童自立支援施設 児童生活支援員研修	児童生活支援員職経 験が5年未満である者	4か月 (うち、スクーリング4日間)	19名
6 全国児童自立支援施設 新任児童自立支援専門員 研修	児童自立支援専門員 職経験が2年未満であ る者	(1)短期コース:3か月 (うち、スクーリング5日間) ※ 年2回実施	20名
		(2)実習コース:3か月 (うち、スクーリング期間は 希望者と相談)	10名
7 全国児童自立支援施設 学科指導関係職員研修	児童自立支援施設に おいて学科指導に関 わっている教職員等	4か月 (うち、スクーリング3日間)	12名

(注1)上記の研修の他、「児童相談所一時保護所職員研修」、「思春期問題対応関係機関職員研修」及び「里親関係機関職員等研修」を実施。

(注2)平成17年度においては、「新任職員研修」を年3回実施する等の変更あり。

国立武蔵野学院附属児童自立支援専門員養成所検討委員会報告書（抜粋）  
（平成16年1月）

3. 国立武蔵野学院附属児童自立支援専門員養成所の今後の目指すべき方向性

(1) 養成部のあり方について

④入所生について

ア. 夫婦制職員の人材確保に努める

夫婦単位での入所について検討し、一定の入所枠を確保し夫婦制人材の確保に努めるべきである。

イ. 社会人枠の創設

従来選科生として実績のあった、児童福祉等従事者等の受け入れを社会人枠として設け、入所試験も別に実施すべきである。これにより幅広い人材確保が可能となる。また、夫婦単位の入所や既に児童福祉施設等で勤務していて新たに入所を希望する者などを対象とすることが可能になる。正式な入所試験を行うことを前提に、卒業後は児童自立支援専門員等の資格付与も行う。

ウ. 入所年齢の引き上げ

現在、養成部の入所時の年齢要件は26歳未満であるが、地方自治体の公務員採用試験の年齢規制緩和もあり、また、社会経験のある者など豊かな経験から培われた人間性、広い視野、幅広い教養等を持った人材の確保に努めるために、入所年齢を引き上げることが適当である。

# 「児童自立支援施設に関する実態調査について（調査結果）」より抜粋

## II 直接援助職員の採用・確保について

＜夫婦小舎制のみの施設は（3）へ＞

（1）直接援助職員の採用区分を回答下さい。（複数回答可）

（「夫婦小舎制のみ」の施設を除く施設数

38）

	割合 (%)	施設数
①選考採用	34.2	13
②一般試験による採用だが、福祉職など特定の採用区分	55.3	21
③一般試験による採用で、垣根のない採用区分	31.6	12

（2）（上の問で②③と回答した場合）

ここ数年、施設に配属された直接援助職員の経歴で最も多いものはどれですか。

（（1）で②③と回答した施設数

33）

	割合 (%)	施設数
①児童自立支援施設経験者	12.1	4
②児童福祉施設経験者（児童自立支援施設を除く）	48.5	16
③児童関係行政経験者	9.1	3
④福祉関係行政経験者	12.1	4
⑤その他	18.2	6
（⑤と回答した場合）その理由は何ですか。		
ア 関係行政経験者の配置が望ましいが、適当な人材がない。	0.0	0
イ 幅広い行政分野を経験させるために、あえて無関係の分野から配属。	33.3	2
ウ 県の人事担当部局の配置方針が不明確	0.0	0
エ その他	66.7	4

○福祉に関心が高く意欲ある職員に幅広い行政分野を経験させる。

○教育委員会から教員が外向（2）

○教育委員会との交流人事による教職経験者の配置

＜夫婦小舎制以外の施設は（5）へ＞

（3）これまで夫婦小舎制の存続にあたって苦労したことは何ですか。（複数回答可）

（「夫婦小舎制のみ」の施設数

20）

	割合 (%)	施設数
①職員の選考採用の実施に県の人事担当部局が難色を示す。	15.0	3
②職員の選考採用募集に適格な応募者が集まらない。	85.0	17
③応募者はいるが、県の人事担当部局の合格基準に達しないので採用できない。	10.0	2
④職員の選考採用はできるが、その配偶者がこの仕事を望まない。	0.0	0
⑤その他	20.0	4

○かねて職員採用募集に関する照会や優秀な人材の情報提供があっても、施設側の採用募集時期とあわず、タイミング良く適格な応募者を得られない場合がある。業務の困難性や課題への取り組みにおいて、職員の抱え込む力、継続する力、忍耐する力などが全般的に脆弱化の傾向にあり、職員の個別事情が反映しやすく周囲から応援する仕組みが必要である。夫婦の価値観、職務への使命感のなど個人差も大きくなってきている。

○教員の夫婦（夫婦が教員又は夫のみが教員）を各寮舎へ職員として配置しているが希望者が少なくなってきた。

○職員の選考採用が行えないため、職員の確保が困難である。

○採用できたとしても、勤務の厳しさや指導上のことで病気になったり、途中でやめるケースが増えてきた。

(4) 今後の新たな寮長、寮母の確保の可能性についてどう思いますか。(複数回答可)

	割合(%)	施設数
①この仕事を希望する者はおおり、選考採用の仕組みも機能しているので確保できる。	10.0	2
②この仕事を希望する者はおおり、選考採用の仕組みが今後も機能するならば、確保の可能性はある。	50.0	10
③この仕事を希望する者はいるが、選考採用の仕組みが維持しにくくなっており、見通しは暗いと思っている。	10.0	2
④この仕事を希望する者の確保そのものが難しい。	30.0	6
⑤その他	25.0	5

○平成18年度から小舎交替制の寮運営に移行予定  
 ○確保した職員の養成と高齢化する職員の新陳代謝がスムーズにいかなければ、制度疲労が起こり、夫婦制の維持は困難となる。大学、国立養成所、各児童福祉施設等とのネットワークを構築し、この仕事を希望する者を広く広め、その情報が施設と結びつけられるようにするべきである。  
 ○性別での採用が困難になってきている。  
 ○教員の夫婦を各寮舎へ職員として配置しているが、希望者が少なくなってきており、採用が難しくなっている。  
 ○数としては多くないが希望する者はいる。武蔵野学院の養成所の再検討(人数、男女比率)や専門員の資格要件の見直し等が必要であると思う。

<すべての施設にお聞きします>

(5) 直接援助職員の状況を回答下さい。

(全施設数

58)

・平均在籍年数

年
7.6

・最長年数

5年未満  
 5年以上～10年未満  
 10年以上～15年未満  
 15年以上～20年未満  
 20年以上～25年未満  
 25年以上～30年未満  
 30年以上  
 ※最長 36年

施設数
1
12
7
6
9
9
14

・最長平均年数

年
19.9

・最短年数

1年未満  
 1年以上～2年未満  
 2年以上～3年未満  
 3年以上  
 ※最長 9年

施設数
18
17
12
11

・最短平均年数

年
1.4

## 【直接援助職員の採用・確保について】

◎「夫婦小舎制」以外の施設で「職員の採用が選考採用のみ」以外の施設 33施設

職員の経歴で最も多いものによる分類							
グループA 児童自立支援施設経験者							
グループB 児童福祉施設経験者(グループAを除く)							
グループC 児童関係行政経験者及び福祉関係行政関係者							
グループD その他(無関係の分野からの配属、教育委員会からの教員の出自)							

	グループA		グループB		グループC		グループD	
施設数	4	12%	16	48%	7	21%	6	18%
平均在籍年数	8.0		4.7		3.5		6.8	

○在任期間の最長年数

	グループA		グループB		グループC		グループD	
5年未満	0	0%	1	6%	0	0%	0	0%
5年以上～10年未満	1	25%	3	19%	3	43%	2	33%
10年以上～15年未満	0	0%	2	13%	2	29%	1	17%
15年以上～20年未満	0	0%	3	19%	2	29%	0	0%
20年以上～25年未満	1	25%	2	13%	0	0%	2	33%
25年以上～30年未満	1	25%	1	6%	0	0%	1	17%
30年以上	1	25%	4	25%	0	0%	0	0%
最長年数	30		35		18		28	

最長平均年数	21.5	18.3	10.9	17.3
--------	------	------	------	------

○在任期間の最少年数

	グループA		グループB		グループC		グループD	
1年未満	2	50%	6	38%	1	14%	2	33%
1年以上～2年未満	1	25%	5	31%	2	29%	1	17%
2年以上～3年未満	1	25%	4	25%	3	43%	0	0%
3年以上	0	0%	1	6%	1	14%	3	50%
最長年数	2		3		3		3	

最短平均年数	0.8	1.0	1.5	1.7
--------	-----	-----	-----	-----

○在籍している間に、入所している子どもに対して、毅然としてしかも親密なコミュニケーションが図られるようになる職員は全体の何割ですか。

	グループA		グループB		グループC		グループD	
1割	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%
2割	0	0%	4	25%	0	0%	1	17%
3割	0	0%	1	6%	2	29%	0	0%
4割	0	0%	0	0%	1	14%	0	0%
5割	1	25%	1	6%	2	29%	1	17%
6割	1	25%	4	25%	1	14%	1	17%
7割	0	0%	3	19%	1	14%	0	0%
8割	1	25%	1	6%	0	0%	3	50%
9割	1	25%	2	13%	0	0%	0	0%
10割	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%

○その割合は過去に比べてどうか。

	グループA		グループB		グループC		グループD	
上がっている	1	25%	3	19%	0	0%	2	33%
下がっている	0	0%	5	31%	4	57%	2	33%
変わらず	3	75%	7	44%	3	43%	2	33%
比較できず	0	0%	1	6%	0	0%	0	0%

○入所している子どもに対して、毅然としてしかも親密なコミュニケーションが図られるようになるためには最低何年くらいの経験が必要と考えるか。

	グループA		グループB		グループC		グループD	
1年未満	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%
1年	1	25%	1	6%	0	0%	0	0%
2年	0	0%	2	13%	3	43%	1	17%
3年	3	75%	6	38%	2	29%	1	17%
4年	0	0%	2	13%	0	0%	0	0%
5年	0	0%	2	13%	2	29%	4	67%
6年以上	0	0%	2	13%	0	0%	0	0%
数値化できない	0	0%	1	6%	0	0%	0	0%

○退所児童における自立目標達成率

	グループA		グループB		グループC		グループD	
25%未満	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%
25%以上～50%未満	0	0%	1	6%	1	14%	0	0%
50%以上～75%未満	0	0%	10	63%	4	57%	1	17%
75%以上～90%未満	2	50%	2	13%	0	0%	1	17%
90%以上	2	50%	3	19%	2	29%	4	67%

○在籍児童一人あたりの無断外出件数

	グループA		グループB		グループC		グループD	
平成12年度	0.18		1.00		2.11		0.72	
平成13年度	0.30		1.11		1.49		0.87	
平成14年度	0.43		0.87		1.36		0.60	
平成15年度	0.35		0.45		1.84		0.17	

○定員充足率(15年10月1日現在)

	グループA		グループB		グループC		グループD	
20%未満	1	25%	3	19%	0	0%	2	33%
20%以上～40%未満	3	75%	9	56%	7	100%	2	33%
40%以上～60%未満	0	0%	2	13%	0	0%	2	33%
60%以上～80%未満	0	0%	1	6%	0	0%	0	0%
80%以上	0	0%	1	6%	0	0%	0	0%

※割合については四捨五入によっているので合計が合わない場合がある

# 【夫婦制とそれ以外の別】

夫婦制以外内訳

	夫婦制		夫婦制以外		夫婦・交替制		交替制		併立制	
施設数	20	34%	38	66%	2	3%	34	59%	2	3%
平均在籍年数	10.0		7.0		7.3		5.8		8.0	

## ○在任期間の最長年数

5年未満	0	0%	1	3%	0	0%	1	3%	0	0%
5年以上～10年未満	3	15%	9	24%	0	0%	9	26%	0	0%
10年以上～15年未満	1	5%	6	16%	0	0%	5	15%	1	50%
15年以上～20年未満	1	5%	6	16%	0	0%	6	18%	0	0%
20年以上～25年未満	3	15%	5	13%	1	50%	4	12%	0	0%
25年以上～30年未満	5	25%	4	11%	1	50%	3	9%	0	0%
30年以上	7	35%	7	18%	0	0%	6	18%	1	50%
最長年数	35		36		26		36		32	

最長平均年数	22.8		21.4		24.0		17.2		23.0	
--------	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--

## ○在任期間の最短年数

1年未満	5	25%	13	34%	2	100%	10	29%	1	50%
1年以上～2年未満	5	25%	12	32%	0	0%	11	32%	1	50%
2年以上～3年未満	4	20%	8	21%	0	0%	8	24%	0	0%
3年以上	6	30%	5	13%	0	0%	5	15%	0	0%
最長年数	9		3		0		3		1	

最短平均年数	0.8		0.6		0.0		1.2		0.5	
--------	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--

○在籍している間に、入所している子どもに対して、毅然としてしかも親密なコミュニケーションが図られるようになる職員は全体の何割ですか。

1割	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%
2割	0	0%	5	13%	0	0%	5	15%	0	0%
3割	2	10%	3	8%	0	0%	2	6%	1	50%
4割	0	0%	2	5%	0	0%	2	6%	0	0%
5割	2	10%	6	16%	0	0%	6	18%	0	0%
6割	1	5%	8	21%	1	50%	7	21%	0	0%
7割	2	10%	6	16%	0	0%	5	15%	1	50%
8割	8	40%	5	13%	1	50%	4	12%	0	0%
9割	4	20%	3	8%	0	0%	3	9%	0	0%
10割	1	5%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%

## ○その割合は過去に比べてどうか。

上がっている	4	20%	6	16%	1	50%	5	15%	0	0%
下がっている	9	45%	14	37%	0	0%	13	38%	1	50%
変わらず	7	35%	17	45%	1	50%	15	44%	1	50%
比較できず	0	0%	1	3%	0	0%	1	3%	0	0%

○入所している子どもに対して、毅然としてしかも親密なコミュニケーションが図られるようになるためには最低何年くらいの経験が必要と考えるか。

1年未満	1	5%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%
1年	1	5%	2	5%	0	0%	2	6%	0	0%
2年	1	5%	6	16%	0	0%	6	18%	0	0%
3年	7	35%	14	37%	1	50%	12	35%	1	50%
4年	0	0%	2	5%	0	0%	2	6%	0	0%
5年	6	30%	10	26%	1	50%	9	26%	0	0%
6年以上	3	15%	2	5%	0	0%	1	3%	1	50%
数値化できない	1	5%	2	5%	0	0%	2	6%	0	0%

## ○退所児童における自立目標達成率

25%未満	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%
25%以上～50%未満	0	0%	2	5%	0	0%	2	6%	0	0%
50%以上～75%未満	5	25%	16	42%	0	0%	14	41%	2	100%
75%以上～90%未満	11	55%	7	18%	1	50%	6	18%	0	0%
90%以上	4	20%	13	34%	1	50%	12	35%	0	0%

## ○在籍児童一人あたりの無断外出件数

平成12年度	0.53		1.07		0.30		1.06		1.85	
平成13年度	0.51		1.20		0.40		1.00		2.20	
平成14年度	0.58		0.79		0.45		0.88		1.05	
平成15年度	0.44		0.75		0.50		0.74		1.00	

## ○定員充足率(15年10月1日現在)

20%未満	1	5%	6	16%	1	50%	5	15%	0	0%
20%以上～40%未満	7	35%	24	63%	1	50%	22	65%	1	50%
40%以上～60%未満	7	35%	5	13%	0	0%	4	12%	1	50%
60%以上～80%未満	5	25%	2	5%	0	0%	2	6%	0	0%
80%以上	0	0%	1	3%	0	0%	1	3%	0	0%

※割合については四捨五入によっているので合計が合わない場合がある

## 【児童1人あたり無断外出件数(年間)の別(夫婦制)】

平成12年度～平成15年度までの平均値

- ア 0.5未満
- イ 0.5以上1未満
- ウ 1以上

夫婦制(20施設)	ア 0.5未満		イ 0.5以上1未満		ウ 1以上	
施設数	10	50%	8	40%	2	10%
平均在籍年数	9.3		11.6		14.0	

### ○在任期間の最長年数

	ア	イ	ウ
5年未満	0	0	0
5年以上～10年未満	2	1	0
10年以上～15年未満	1	0	0
15年以上～20年未満	1	0	0
20年以上～25年未満	0	2	1
25年以上～30年未満	2	2	1
30年以上	4	3	0
最長年数	35	34	28

最長平均年数	22.8	25.1	24.5
--------	------	------	------

### ○在任期間の最少年数

	ア	イ	ウ
1年未満	4	1	0
1年以上～2年未満	4	1	0
2年以上～3年未満	1	3	0
3年以上	1	3	2
最長年数	3	3	9

最短平均年数	0.9	2.0	6.0
--------	-----	-----	-----

○在籍している間に、入所している子どもに対して、毅然としてしかも親密なコミュニケーションが図られるようになる職員は全体の何割ですか。

1割	0	0%	0	0%	0	0%
2割	0	0%	0	0%	0	0%
3割	2	20%	0	0%	0	0%
4割	0	0%	0	0%	0	0%
5割	1	10%	1	13%	0	0%
6割	0	0%	1	13%	0	0%
7割	1	10%	1	13%	0	0%
8割	3	30%	4	50%	1	50%
9割	2	20%	1	13%	1	50%
10割	1	10%	0	0%	0	0%

○その割合は過去に比べてどうか。

上がっている	1	10%	2	25%	1	50%
下がっている	6	60%	2	25%	1	50%
変わらず	3	30%	4	50%	0	0%
比較できず	0	0%	0	0%	0	0%

○入所している子どもに対して、毅然としてしかも親密なコミュニケーションが図られるようになるためには最低何年くらいの経験が必要と考えるか。

1年未満	1	10%	0	0%	0	0%
1年	1	10%	0	0%	0	0%
2年	0	0%	1	13%	0	0%
3年	3	30%	3	38%	1	50%
4年	0	0%	0	0%	0	0%
5年	5	50%	0	0%	1	50%
6年以上	0	0%	3	38%	0	0%
数値化できない	0	0%	1	13%	0	0%

○退所児童における自立目標達成率

25%未満	0	0%	0	0%	0	0%
25%以上～50%未満	0	0%	0	0%	0	0%
50%以上～75%未満	1	10%	3	38%	1	50%
75%以上～90%未満	6	60%	4	50%	1	50%
90%以上	3	30%	1	13%	0	0%

○定員充足率(15年10月1日現在)

20%未満	1	10%	0	0%	0	0%
20%以上～40%未満	2	20%	3	38%	2	100%
40%以上～60%未満	4	40%	3	38%	0	0%
60%以上～80%未満	3	30%	2	25%	0	0%
80%以上	0	0%	0	0%	0	0%

※割合については四捨五入によっているので合計が合わない場合がある



## 【児童1人あたり無断外出件数(年間)の別(夫婦制以外)】

平成12年度～平成15年度までの平均値

- ア 0.5未満
- イ 0.5以上1未満
- ウ 1以上

夫婦制以外(38施設)	ア 0.5未満		イ 0.5以上1未満		ウ 1以上	
施設数	16	42%	9	24%	13	34%
平均在籍年数	5.2		6.6		6.4	

○在任期間の最長年数

	ア	イ	ウ
5年未満	1	0	0
5年以上～10年未満	1	3	5
10年以上～15年未満	3	3	0
15年以上～20年未満	5	0	1
20年以上～25年未満	3	1	1
25年以上～30年未満	2	1	1
30年以上	1	1	5
最長年数	30	35	36

最長平均年数	17.4	15.8	19.8
--------	------	------	------

○在任期間の最少年数

	ア	イ	ウ
1年未満	7	2	4
1年以上～2年未満	5	3	4
2年以上～3年未満	3	2	3
3年以上	1	2	2
最長年数	3	3	3

最短平均年数	0.9	1.4	1.2
--------	-----	-----	-----

○在籍している間に、入所している子どもに対して、毅然としてしかも親密なコミュニケーションが図られるようになる職員は全体の何割ですか。

1割	0	0	0	0	0
2割	2	1	2	2	15%
3割	0	1	1	2	15%
4割	1	0	0	1	8%
5割	4	0	0	2	15%
6割	4	1	1	3	23%
7割	0	4	4	2	15%
8割	4	1	1	0	0%
9割	1	1	1	1	8%
10割	0	0	0	0	0%

○その割合は過去に比べてどうか。

上がっている	4	2	0	0%
下がっている	4	2	8	62%
変わらず	7	5	5	38%
比較できず	1	0	0	0%

○入所している子どもに対して、毅然としてしかも親密なコミュニケーションが図られるようになるためには最低何年くらいの経験が必要と考えるか。

1年未満	0	0	0	0%
1年	1	0	1	8%
2年	2	3	1	8%
3年	6	4	4	31%
4年	1	0	1	8%
5年	4	2	4	31%
6年以上	1	0	1	8%
数値化できない	1	0	1	8%

○退所児童における自立目標達成率

25%未満	0	0	0	0%
25%以上～50%未満	1	0	1	8%
50%以上～75%未満	2	4	10	77%
75%以上～90%未満	5	2	0	0%
90%以上	8	3	2	15%

○定員充足率(15年10月1日現在)

20%未満	3	1	2	15%
20%以上～40%未満	8	6	10	77%
40%以上～60%未満	3	2	0	0%
60%以上～80%未満	2	0	0	0%
80%以上	0	0	1	8%

※割合については四捨五入によっているので合計が合わない場合がある

## 小舎夫婦制の施設数（推移）

	施設数	うち夫婦小舎制を実施 （一部他の形態を 実施している施設も含む）	割合 （％）	うち夫婦小舎制 のみ実施している施設	割合 （％）
各施設創立時 （明治～昭和）	57	37	64.9%	36	63.2%
S58年	57	37	64.9%	29	50.9%
平成8年度	57	29	50.9%	26	45.6%
平成9年度	57	29	50.9%	27	47.4%
平成10年度	57	28	49.1%	25	43.9%
平成11年度	57	28	49.1%	23	40.4%
平成12年度	57	27	47.4%	22	38.6%
平成13年度	57	26	45.6%	22	38.6%
平成14年度	57	25	43.9%	21	36.8%
平成15年度	58	24	41.4%	21	36.2%
平成16年度	58	23	39.7%	21	36.2%
平成17年度	58	22	37.9%	20	34.5%

出典：S58まで 児童自立支援施設運営ハンドブック

平成8年度～平成11年度、平成14年度、平成16年度は全国児童自立支援施設運営実態調査  
（全国児童自立支援施設協議会調）

平成12年度、平成13年度、平成15年度、平成17年度は家庭福祉課調べ

# 児童自立支援施設の運営形態について

## 1. 小舎制

- 「家庭が社会を形成する基本的な生活単位であるのと同様に、小舎は子どもが社会で有用な一員となることを指導目標としている児童自立支援施設という小社会の中で、社会的価値観・社会的責任の感覚を育成し、内在する問題の解決を目指す基本的な小集団の生活体である。」という考え方を基本とした運営形態。
- この指導・援助目標を効果的にするため、一定の広さの敷地に数棟の家庭的環境の寮を設け、寮担当者等が子どもと起居をともにし、日常生活を通して指導・援助を行う。(1か寮の子どもの人数は10名前後)

### (1) 夫婦制

- 子どもに家庭的な生活環境を与えるという考え方から、夫婦の寮担当者で指導・援助するもので、児童自立支援施設の伝統的な運営形態。

長 所	短 所
<ul style="list-style-type: none"> <li>① 家庭的雰囲気の下に指導・援助できる。</li> <li>② 指導・援助に一貫性があり、互いに相和して無用な遠慮・不信・意見の相違などを避けることができる。</li> <li>③ 一貫性がとりやすく保護者との信頼関係を確保しやすい</li> <li>④ 緩急自在に一体的な指導・援助を進めることができる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 「わが寮」意識が強くと他寮との調和を欠き、施設の統一性を乱すことがある。</li> <li>② 担当の子ども以外の子について、指導上の論議が消極的になりやすい。</li> <li>③ 職員は休暇が取りにくく労働過重になりやすい。</li> <li>④ 夫婦をともに職員としなければならず、両者とも有資格者を得ることに困難性がある。</li> </ul>

## (2) 併立制

- 寮担当者が夫婦でない職員で指導・援助する運営形態。

長 所	短 所
① 両者が専門職としてその資質を十分に生かし、寮の運営と子どもの自立支援に全力を集中することによって、大いに成果をあげることができる。	① 運営にあたっては困難も多く、寮担当者間の意見が対立したり互いに遠慮したりすると、指導に一貫性を欠きやすい。

## (3) 交替制

- 夫婦制・併立制から移行した形態で、全日の勤務を数名の職員で交替して子どもの自立支援にあたる運営形態。

長 所	短 所
<p>① 個々の職員による指導・援助の偏りを防ぎ、客観的で公平な関わりができる。</p> <p>② 職員が各々もっている特性を生かし、多面的な関わりができる。</p> <p>③ 交替勤務のため、過重な労働を避けることができる。</p>	<p>① 職員が交替することにより、指導・援助の一貫性や継続性を欠きやすい。</p> <p>② 価値観や人生観の相違から、職員間の意見の調整が難しい。</p> <p>③ 子どもが職員の交替に対して要領よく振る舞ったり、指導・援助の不一致につけいるようなことが起こりやすい。</p>

## 2. 中舎制・大舎制

- 大舎制は、全日の勤務を数名の職員で交替しグループワークの考え方に立って、寮舎の中にいくつかの小さなグループをつくり、子どもを男女ごとに指導・援助する運営形態。
- 中舎制は小舎制と大舎制の中間で、1か寮で15～25名の子どもを指導・援助し、大舎を小さくしたもの、小舎を2つずつペアにしたものなど少数の寮で施設を構成する運営形態。

長 所	短 所
<ul style="list-style-type: none"> <li>① グループワークの効果をあげることができる。</li> <li>② 子どもの自立支援の方針を決定するにあたって、多くの職員が指導・援助にあたっているためによりよい意見が集約されやすい。</li> <li>③ 子ども側としてはいろいろな職員の考え方を知ることができる。</li> <li>④ 子どもの評価が客観的・多角的になされる。</li> <li>⑤ 職員の生活上における公私の区別が明確になり、新鮮な気持ちで子どもに関わることができ、寮運営のマンネリ化を防ぐことができる。</li> <li>⑥ 技能や技術、特別な能力をもつ職員を適正配置して指導・援助力を高めることができる。</li> <li>⑦ 職員の出張などの場合に交替配置が容易である。</li> <li>⑧ 暖房や給湯・浴場・衛生関係などの設備は集約して配置できるので、管理と運用が省力化される利便がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 子どもと個々の職員との接触時間が短く、子どもの不安定感を招くことがある。</li> <li>② 子どもの小さな行動や心の動きなどの一連の変化が、十分に把握されにくい。</li> <li>③ 多くの連絡や会議の場をもっても、記録や言葉で表現しにくいところが生じるために、きめ細かい指導・援助に欠けることがある。</li> <li>④ 職員が自分の指導時間中の問題発生を防ぐことだけを考え、安易な指導・援助になりやすい。</li> <li>⑤ 寮舎の管理・運営が消極的になり職員一人ひとりの責任が薄れやすい。</li> <li>⑥ 万一、協調性に乏しい職員がいると意見が統一されず、子どもを混乱させることになる</li> </ul>

※参考文献：「児童自立支援施設（旧教護院）運営ハンドブック」（全国児童自立支援施設協議会）